

広島県教育委員会教育長訓令第五号

県立学校

広島県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年八月十九日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

広島県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令

広島県立学校文書管理規程（平成十年広島県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「平成」を「令和」に、「学生センター」を

「学文 麦幼 義」 「心特 生 生」 「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第三号及び別記様式第四号中「平成」を「令和」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第五号から別記様式第十号までの規定及び別記様式第十三号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附則

この教育委員会教育長訓令は、公布の日から施行する。